保護者 様

インフルエンザ感染による出席停止について

飯田 OIDE 長姫高等学校長

お子様がインフルエンザに罹患したことから、病気の悪化と他の児童生徒への感染拡大を防ぐため、「発症した後5日間を経過し、かつ、解熱後2日(園児では3日)を経過するまで」の間、出席停止の措置を指示します。この間は家庭で安静を保ち、症状が無くなるまでしっかり治してから登校させてください。

発症日については、咳・鼻汁・発熱等の感冒症状が出現した日となりますが、咳・鼻汁の発症日時は不明瞭なことが多いため、発熱をもって発症としてください。

また、登校の際は以下の治療報告書を<u>保護者の方が記入</u>して、学校に提出してください。学校保健安全法の規定により登校停止となった間は、欠席の扱いとはなりません。

治癒報告書

学校長 様

年 組 番生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告します。

記

1 疾患名	インフルエンザ
2 受診した医療機関名	
3 医療機関診断日	令和 年 月 日

4 次の(1)(2)の太枠のうち遅い方の日から登校可能となります。

(1) 発症(発熱)後、5日を経過した

発症	日	発症後	日目	発症後	2 日目	発症後:	3 日目	発症後	4 日目	発症後	5 日目	★発症後 6	日目
月	日	月	田	月	П	月	日	月	П	月	П	月	日

[※]発症日=発熱した日としてください。

(2) 解熱日(平熱に下がった日)後、2日を経過した

解熱	日	解熱後	1 日目	解熱後	2 日目	★解熱後3日目		
月	日	月	П	月	田	月	П	



令和 年 月 日